4　検察官は、事務総長による指名に基づいて、安全保障理事会が任命する。検察官は、徳望が高く、刑事事件の捜査及び訴追の進行において最高水準の能力及び経験を有する者とする。検察官は四年の任期で職務を遂行し、再任されることができる。検察官の勤務条件について国際連合事務次長の勤務条件を適用する。

5　検察局は、メカニズムの縮小した任務に見合った数の職員を保持し、職員はメカニズムの各支部の所在地で職務を遂行する。検察局は、その任務を遂行するために必要とされる追加の職員を迅速に採用することができるように、望ましくはＩＣＴＹ又はＩＣＴＲでの経験を持つ者の中から選んだ、資格を有する職員になる可能性のある者の名簿を保管する。事務総長は、検察官の推薦に基づいて、検察局の職員を任命する。

第十五条　書記局

1　書記局は、メカニズムの支部の運営及び業務について責任を有する。

2　書記局は、一人の書記及び書記が指定したメカニズムの各支部の所在地の一人の担当官、並びにこの条の4に従って必要とされる資格を有するその他の職員で構成される。書記は、その任務を遂行するために、必要に応じてメカニズムの支部のいずれかの所在地に所在する。

3　書記は、事務総長により四年の任期で任命され、再任される資格を有する。書記の勤務条件については、国際連合の事務次長補の勤務条件を適用する。

4　書記局は、メカニズムの縮小した任務に見合った数の職員を保持し、職員はメカニズムの各支部の所在地で職務を遂行する。書記局は、その任務を遂行するために必要とされる追加の職員を迅速に採用することができるように、なるべくＩＣＴＹ又はＩＣＴＲでの経験を持つ者の中から選んだ、資格を有する職員となる可能性のある者の名簿を保管する。書記局の職員は、書記の推薦に基づき、事務総長によって任命される。

第十六条　捜査及び起訴状の準備

1　検察官は、この規程の第一条が対象とする者の捜査を行う権限を有する。検察官は、この規程の第一条が対象とする者以外の者に対して新しい起訴状を準備する権限を有しない。

2　検察官は、被疑者、被害者及び証人を尋問し、証拠を収集し並びに現地の捜査を行う権限を有する。当該任務の遂行に当たり、検察官は、適当な場合には、関係国の当局の支援を求めることができる。

3　被疑者は、尋問されるに当たり、自ら選任する弁護人により支援される権利（十分な支払手段を有しないときは自らその費用を負担することなく弁護人を付される権利を含む。）を有し、また、被疑者が話し及び理解する言語への必要な翻訳及びそのような言語からの必要な翻訳を与えられる権利を有する。

4　検察官は、事件について一応十分な証拠があると判断する場合には、事実及びこの規程に基づいて訴追されている被告人の犯罪に関する簡潔な記述を含む起訴状を準備する。起訴状は、所長が指定した当番裁判官又は単独の裁判官に送付される。

第十七条　起訴状の審査

1　起訴状は、所長が指定した当番裁判官又は単独の裁判官が審査する。当該裁判官は、検察官によって事件について一応十分な証拠が示されていると認める場合には、起訴状を確認する。そのような証拠が示されていると認められない場合には、起訴状は却下される。

2　当該裁判官は、起訴状を確認した場合には、検察官の要請に基づき、人を逮捕し、拘禁し、引き渡し又は移送するための命令及び令状その他裁判の進行のために必要な命令を発出することができる。

第十八条　公判手続の開始及び進行

1　第一審の裁判を行う単独の裁判官又は第一審裁判部は、被告人の権利を十分尊重し被害者及び証人の保護に妥当な考慮を払いつつ、裁判が公正かつ迅速に行われること並びに手続が手続及び証拠に関する規則に従って行われることを確保する。

2　自己についての起訴状が確認された者は、メカニズムの命令又は逮捕令状に従い、抑留され、自己に対する被疑事実を直ちに告げられ、メカニズムに移送される。

3　所長が指定した単独の裁判官又は第一審裁判部の裁判官は、起訴状を朗読し、被告人の権利が尊重されることを確保し、被告人が起訴状を理解していることを確認し及び被告人に陳述を行うことを指示する。その後、単独の裁判官又は第一審裁判部は、公判期日を定める。

4　審理は公開で行われる。ただし、単独の裁判官又は第一審裁判部が手続及び証拠に関する規則に従って手続を非公開とすることを決定する場合はこの限りではない。

第十九条　被告人の権利

1　全ての者は、メカニズムの前に平等とする。

2　被告人は、自己に対する被疑事実の決定のため、次条の規定に従って公正な公開審理を受ける権利を有する。

3　被告人は、この規程に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される。

4　被告人は、この規程に基づく自己に対する被疑事実の決定について、十分平等に、少なくとも次の保障を受ける権利を有する。

(a)　その理解する言語で速やかにかつ詳細に自己に対する被疑事実の性質及び理由を告げられること。

(b)　防御の準備のために十分な時間及び便益を与えられ並びに自ら選任する弁護人と連絡すること。

(c)　不当に遅延することなく裁判を受けること。

(d)　自ら出席して裁判を受け、及び直接に又は自ら選任する弁護人を通じて、防御すること。弁護人がいない場合には、弁護人を持つ権利を告げられること。司法の利益のために必要な場合には、十分な支払手段を有しないときは自らその費用を負担することなく、弁護人を付されること。

(e)　自己に不利な証人を尋問し又はこれに対し尋問させること並びに自己に不利な証人と条件と同じ条件の下で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求めること。

(f)　メカニズムにおいて使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の支援を受けること。

(g)　自己に不利益な供述又は有罪の自白を強要されないこと。

第二十条　被害者及び証人の保護

メカニズムは、その手続及び証拠に関する規則において、ＩＣＴＹ、ＩＣＴＲ及びメカニズムに関連する被害者及び証人の保護について定める。そのような保護に関する措置には、主として非公開の手続及び被害者の身元関係事項の保護を含むが、これらに限定されない。

第二十一条　判決

1　単独の裁判官又は第一審裁判部は、判決を宣告し、この規程の第一条が対象とする者でメカニズムによって有罪の判決を受けた者に対し刑罰を科する。

2　全ての判決は、公開の場で言い渡され、書面による理由が付される。裁判部による判決は裁判官の過半数によって言い渡されるものとし、当該判決について個別の又は反対の意見を付することができる。

第二十二条　刑罰

1　この規程の第一条2及び3が対象とする者に科する刑罰は、拘禁刑に限られる。この規程の第一条4が対象とする者に科する刑罰は、七年を超えない期間の拘禁刑若しくは手続及び証拠に関する規則で決定される額の罰金又はその双方とする。

2　単独の裁判官又は第一審裁判部は、拘禁刑の期間を決定するに当たり、旧ユーゴスラビアの裁判所における拘禁刑に関する一般慣行及びルワンダの裁判所における拘禁刑に関する一般慣行にそれぞれ依拠する。

3　単独の裁判官又は第一審裁判部は、刑罰を科するに当たり、犯罪の重大性、有罪の判決を受けた者の個別の事情等の要因を考慮する。

4　単独の裁判官又は第一審裁判部は、拘禁刑に加え、犯罪行為によって得た財産及び収益（強迫によって得たものを含む。）を正当な所有者に返還することを命令することができる。

第二十三条　上訴の手続

1　上訴裁判部は、有罪の判決を受けた者又は検察官からの次のいずれかの理由に基づく上訴を審理する。

(a)　法律問題に関する誤りであって、決定を無効とするもの

(b)　事実に関する誤りであって、誤審の原因となったもの

2　上訴裁判部は、単独の裁判官又は第一審裁判部による決定を確認し、破棄し又は修正することができる。

第二十四条　再審理の手続

ＩＣＴＹ、ＩＣＴＲ又はメカニズムの単独の裁判官、第一審裁判部又は上訴裁判部における手続中に知られておらず、決定に到達するに当たって決定的な要因となり得たであろう新たな事実が発見された場合には、有罪の判決を受けた者は、メカニズムに判決の再審理の請求を提出することができる。検察官は、確定判決が言い渡された日から一年以内に、そのような再審理の請求を提出することができる。裁判部は、予備的な検討の後、裁判部の裁判官の過半数が、新たな当該事実が証明され、決定に到達するに当たって決定的な要因となり得たであろうということに同意する場合にのみ、判決の再審理を行う。